

[研究ノート]

中国の少年刑事司法・未成年犯管教所

The Juvenile Judicial Justice and Juvenile Reformatory of China

山田 美香

Mika YAMADA

Studies in Humanities and Cultures

No. 28

名古屋市立大学大学院人間文化研究科『人間文化研究』抜刷 28号

2017年7月

GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES

NAGOYA CITY UNIVERSITY
NAGOYA JAPAN

JULY 2017

〔研究ノート〕

—中国の少年刑事司法・未成年犯管教所—

The Juvenile Judicial Justice and Juvenile Reformatory of China

山田 美香
Mika Yamada

はじめに

1. 未成年の概念
2. 刑事責任
3. 少年法院
4. 未成年犯管教所
5. 広東省未成年犯管教所
6. 減刑
7. 更生保護

おわりに

要旨

本研究は、現在、中国における未成年犯の刑事手続き、刑罰、未成年犯管教所などの矯正施設について述べたものである。未成年犯管教所に関する「未成年犯管教所管理規定」は、未成年に対する保護と教育の権利が明文化されている。本研究は、未成年犯管教所における未成年犯の減刑について、どのように減刑の判断がなされるのか、その資料を示すことで、減刑のプロセスを明らかにした。他に、地域における保護観察について説明をした。

キーワード：中国少年司法, 未成年犯管教所, 減刑・仮釈放, 青少年犯

はじめに

本研究は、中国の少年犯罪に関する先行研究をまとめ、中国の裁判所における少年刑事手続き、未成年犯に対する刑罰、未成年犯管教所など矯正施設に関する最新の動向を記したものである。中国の少年刑事手続きについて、姚建龍『中国青少年犯罪研究綜述』（中国檢察出版社、2009年）、翁跃强等主編『未成年人刑事司法程序研究』（中国檢察出版社、2009年）をもとに、中国の少年刑事手続きについて概略を整理したい。

日本では、中国の少年犯罪に関する先行研究はそれほど多くなく、菊田幸一『中国の青少年刑事司法』（明石書店、2005）、高橋正義（2009）「中国における少年司法制度の現状—日本の少年司法

制度との比較考察一」¹が、この分野では中心的な先行研究である。高橋（2009）は、1991年「中華人民共和国未成年者保護法」・1991年「中華人民共和国未成年者犯罪予防法」は、「中国長年の少年立法の空白がようやく埋められた」²ものだと評価しているが、一方で、「その内容は少年審判の根幹となっておらず、少年司法制度と称することさえ無理がある」と、問題も指摘している。

菊田幸一『中国の青少年刑事司法』（2005）の研究は、公安（警察）機関、人民検察院、法院、未成年者保護法、少年犯管教所、工読学校、総合治理など、刑事手続きの流れと矯正施設について、大変丁寧な説明をしている³。本稿では、中国の未成年犯管教所を中心に、現在の少年司法における未成年犯の置かれた状況について議論をしたい。

本稿においては、前後の文脈から、「少年」「未成年」と記述することがある。中国では、「少年」「未成年」は18歳未満の者を指すが、「少年」「未成年」「青少年」という概念があり、どこで保護的な処分をする年齢を区切るのか、そこにおいて議論がある。また、18歳以上の「青年」であっても、「少年」「未成年」であっても、同じような背景で犯罪を犯す状況があるため、18歳以上の青年にも保護的な処遇を行う方がいいという意見もある。

現在は、姚建龍（2009）・高橋正義（2009）が言うように、「少年」については、中国の「法律で明確に使用される概念及び法律用語」は「未成年」⁴であるが、本稿では、主に「少年」を使うことにする。

1. 未成年の概念

日本に少年法があるのとは異なり、中国の少年司法は刑法・刑事訴訟法による司法の手続きを踏む。成人と少年の区別は18歳である⁵。中国の14歳から18歳未満の少年は刑法において寛大な適用がなされ、18歳以上25歳以下は青年で、26歳以上の成人の犯罪と異なる適用がなされる場合もある。

「青年」と「成人」の区別について、姚建龍（2009）は、「第一に、根本的にわが国の成人犯罪と未成年犯罪の制限を混乱させている。第二にこの種の概念上の混乱が、必ず我が国の未成年犯罪の状況を誇大化することになる。第三に、青少年犯罪の概念ははっきりせず、さらに、我が国刑法の規定における刑事責任年齢の制限をあいまいにし、成人犯罪に対する打撃力が足りなくっている」⁶と、「青年犯」と26歳以上の「成人犯」を区別することには否定的である。

林維（2009）は、「未成年者犯罪の概念は更に明確な年齢的基準を持ち、完全に規範的な法定の範疇であり、その明確性・法定性によって、関連する研究は更に明瞭かつ限定的に行うことができるが、また相応する研究の限界ももたらし、当面の犯罪態勢を客観的に描き評価することができず、

¹高橋正義「中国における少年司法制度の現状－日本の少年司法制度との比較考察－」『早稲田大学社会安全政策研究所紀要』第2号、2009年、pp. 49-67。

²高橋正義、同上、p. 50。

³菊田幸一『中国の青少年刑事司法』明石書店、2005年。

⁴姚建龍『中国青少年犯罪研究綜述』中国検察出版社、2009年、p. 12。高橋正義、同上、p. 50。

⁵菊田幸一『中国の青少年刑事司法』明石書店、2005年、pp. 35-37に、青少年刑事司法、専門立法に関する記述がある。

⁶姚建龍『中国青少年犯罪研究綜述』中国検察出版社、2009年、p. 7。

そのために、犯罪学においては依然として青少年犯罪という概念を大量かつ同時に使用している⁷と明確な基準がない「青少年犯罪」の問題を指摘している。

張旭（2009）は、「少年を教育し救済する趣旨から、少年犯罪の年齢の起点を適切に引き上げなければならない」という意見と、「人々の生活水準が高まり、人々の認識能力と発育程度が普遍的に早まるのに伴い、少年犯罪の起点も適切に前倒しして、13歳乃至18歳の者が実行する犯罪を少年犯罪とすべきことを提出する」⁸という意見を紹介し、「少年犯罪の法則と特徴の理性的把握に立脚するとともに、これに基づき少年犯罪に対して刑法による規制を行う科学的理念を形成すべきである」⁹と、議論している。

一方で、姚建龍（2009）が「12歳以上14歳未満を児童、そのなかで12歳未満は幼児童、12歳以上14歳未満は年長児童、18歳以上25歳以下は青年、18歳以上22歳未満は幼青年、22歳以上25歳以下は年長青年」¹⁰と、青年層においても「幼青年」「年長青年」と分かれることを書いている。「幼青年」は「年長青年」に比べて若い分、扱いは少年に準じるものであろうが、日本において20歳未満は少年とし、それ以降は成人として、「青年」の概念を設けない国とは大きく異なる。

「2014年全国裁判所青少年犯罪状況統計表」¹¹では、審判を受けた青少年は、18歳未満50,415人、18歳—25歳199,161人、合計249,576人である。14歳以上18歳未満が少年であるが、18歳以上25歳未満の青年の犯罪がその4倍近くある。このデータからは、少年犯罪より青年犯罪を課題とした方が、青少年犯罪予防につながる事が分かる。現在の少年が青年になった際の犯罪、今後、青年が成人になった際の犯罪予防整備が重要かもしれない¹²。

また、日本でも同様の議論があるが、中国の刑法と民法では、青少年の責任年齢に関して異なる規定があり、民法に沿う形で、刑法の刑事責任年齢も下げるべきだという考え方が見られる。人民法院報によると、「刑事責任年齢を改めるのは最も必要とされていることである」というように、「現在審議されている民法草案では、青少年の民事行為能力の年齢を低年齢化することになっており」「刑事責任年齢も将来さらに討論を進めるべきである」と、報道されている¹³。

2. 刑事責任

中国の刑法には、満16歳で刑事責任を負うと定めている。しかし、満14歳から16歳未満までは犯罪性が高いものについては、刑事責任が問われる。また、14歳から18歳未満の少年は、処罰する

⁷林維「最近の未成年犯罪の統計・データの研究—現行刑事立法と司法問題の分析を結びつけて—」石川正興『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書—』社会安全研究財団, 2009年11月25日, pp. 46-47.

⁸張旭「中国における少年犯罪の立法について」石川正興『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書—』社会安全研究財団, 2009年11月25日, pp. 11-17.

⁹同上, p. 29.

¹⁰前掲姚建龍（2009）, p. 11.

¹¹『2014年中国法律年鑑』p. 1015.

¹²張旭「中国における少年犯罪の立法について」石川正興『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書—』財団法人社会安全研究財団, 2009年11月, pp. 18-19.

¹³<http://www.chinacourt.org/article/detail/2017/03/id/2580187.shtml> 2017年3月15日閲覧
林子杉「全国人大代表、贵州省文联副主席姚晓英谈“两高”报告—效果显著 回应关切」2017年3月15日, 人民法院报。

場合は犯罪が軽いものからとし、本来の刑罰よりも減刑するのが一般的である。刑事責任がない16歳未満は、保護者・監護人の管理教育を重要視し、管理教育能力がない場合は、政府が収容を決めるという¹⁴。

3. 少年法院

中国の裁判所は法院というが、少年犯罪の事件を扱うのは少年法院である。中国の少年法院については、中国でも大変多くの先行研究がある¹⁵。少年法院では、成人とは異なる裁判の手続きを行う。

翁跃强等主編『未成年人刑事司法程序研究』（中国検察出版社、2009年）には、少年法院の必要性について、「未成年保護法」第55条、1985年加入の北京規則をもとに紹介している¹⁶。北京規則では、少年のための司法制度を制定し、それによって司法を実施する機関の設立を必要としていることから、少年法院の必要性を述べている。しかし、菊田（2005）は、「現在の少年法廷の編成・事件管轄・地位・職権・審理手順・処置原則・処置方式・人員配備等は、今後において法律化と正規化を必要とする」¹⁷と、北京規則によって、法整備をしていない点を論じている。

少年法院は、上海長寧法院が最も早く少年法廷を設立している¹⁸。中国の少年法院の歴史は、多くの先行研究で、上海から始まると述べられているが、上海法院「高院通报上海法院少年法庭30年工作情况」（2014年11月21日）で、「1984年から2013年の30年、上海では、未成年犯計33,602人に判決を出した。未成年犯数は波型の上昇をした時もあったが、近年、下降の趨勢が見られ、2007年は最高の2,682人で、2013年は1,045人という数字となった」と、6年で、未成年犯数が半数以下に減少したと書かれてある。「2009年から2013年における7,260人では、中学・中学以下の学歴が89.98%を占め、文化程度が比較的lowく、相当部分が義務教育途中で学校に行かず、何もしていない状況が突出している」という状況も論じている。そこで、上海法院では、「社会調査、法廷教育、適した成年、支援の訪問、新支援等の制度」が実施された。十分に教育を受けていない層の犯罪予防が必要なため、2010年、「上海高等法院と市司法局が連携して6つの市レベルの『過渡性収容養成基地』、主に非上海籍の未成年に技能養成、学習、労働及び住む場所を提供する」ことから、上海以外の出身者が教育を受ける機会を与えたのである。

上海高等法院は、2011年「上海法院未成年犯罪コントロールのネットワーク建立に関する意見」を出し、「未成年犯管教所、社区矫正部門と、問題がある未成年の教育・感化工作を接続し、3級レベ

¹⁴ 国务院政法办公室政法劳动保障法制司『未成年人權益保護常用法律政策手冊』中央文獻出版社、2004年、p.604。「中華人民共和國刑法」1997年3月14日、中華人民共和國主席令第83号公布。

第17条 満16歳の犯罪は、刑事責任を負うべきである。満14歳から16歳未満の者は、故意に殺人、故意に傷害致死・重傷を負わせたり、強姦、強盗、薬物販売、放火、爆発、投毒（人々の生命を脅かす）罪は、刑事責任を負うべきである。満14歳から18歳未満の犯罪は、軽いものから処罰を減輕する。16歳未満は刑事処罰を与えず、彼の保護者、監護人に管理教育を加えるようにし、必要な時、政府により収容教養をする。

¹⁵ 高橋正義（2009）、趙国玲「中国における未成年者の裁判制度」林維「最近の未成年犯罪の統計・データの研究—現行刑事立法と司法問題の分析を結びつけて—」石川正興『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書—』社会安全研究財団、2009年11月25日、pp.46-47。pp.81-98。

¹⁶ 翁跃强等主編『未成年人刑事司法程序研究』中国検察出版社、2009年、p.170。

¹⁷ 菊田幸一『中国の青少年刑事司法』明石書店、2005年、pp.30-31。

¹⁸ <http://shfy.chinacourt.org/article/detail/2014/12/id/1490686.shtml> 2017年3月15日閲覧
上海法院「高院通报上海法院少年法庭30年工作情况」2014年11月21日。趙国玲「中国における未成年者の裁判制度」（2009）、p.81。

ルの法院が共同で追跡訪問のネットワークを建立する」¹⁹という事業も行った。法院で未成年犯管教所が刑罰を受けることが決まった未成年、さらに未成年犯管教所を出所したのちの地域（社区）における矯正教育について、広くネットワークを作り出し、未成年犯がより地域に溶け込むことができるようにした。

上海以外でも、例えば、福建省南平市兩級法院は、少年審判法廷の裁判官が、未成年犯管教所で服役する少年の慰問に行っている。この未成年犯管教所を出所し、「ある者は大学を卒業後、満足する仕事を探し、ある者は厳しい労働を経て社長となり、ある者は既に父母となっている」²⁰というように、未成年犯管教所は単なる刑罰を与える施設ではなく、そこにおける教育が、その後の人生によりよい成果が表れることも述べられている。南平市に限らず、中国のどこの未成年犯管教所でも、一部の未成年犯が、社会に出たのち、一般の人でも得られない地位を得ると、それが未成年犯管教所の成果としてアピールされる。

少年法院については、趙国玲（2009）が、「2006年、最高人民法院が独立して編制する未成年者事件の総合審判廷の設立を統一して計画して以来、未成年者に関わる民事事件・行政事件も、既に総合審判廷が事件を受理して審理する範囲になった」²¹と、総合審判廷がすべての未成年の審判にかかわることが述べている。上海法院においては、「2007年から、全面的に未成年事件総合審判を試みた」というように、民事などの未成年事件などを未成年総合審判で審判することになった。「2007年から2013年、上海法院は未成年の民事事件は12,225件で、そのなかで扶養、親権に関わる親が子どもに会う権利、交通事故、生命権、健康権、身体権の問題、教育機関の責任に関わる審判が総数の9割近くを占める。未成年事件の数は7年間で4.6倍に増えた。現在、毎年、民事事件は刑事事件を超えている」という。刑事事件から始まった少年法廷であったが、現状としては民事の需要の方が多いためである。少年審判だけでは、未成年の問題がそのまま残されることもあるが、加えて、家事審判で未成年の権利を守るのである。広西壮族自治区柳州市中級人民法院でも、地方党委政法委員会の協力のもと、他部門と連携し、家事事件と未成年刑事事件を集中して管轄審理する方法をとっている²²。このような状況が中国では一般的となっている。

・暫緩判決

姚建龍（2009）は、「暫緩判決」について、「被告人の罪が確定した後、一定期限内に宣告をせず、考察期間内に、もし刑を軽くする撤回すべき法定事由が発生しなければ、再び刑罰を科すことを宣告しないものである」²³と、紹介している。つまり、日本の家庭裁判所における試験観察と同じものである。少年の将来を考えた場合、少年が罪を悔い、試験期間中に再び犯罪を起ささない方が少年

¹⁹同上、上海法院「高院通报上海法院少年法庭30年工作情況」。

²⁰<http://www.chinacourt.org/article/detail/2017/03/id/2575969.shtml> 2017年3月15日閲覧
詹红荔「少年強則國家強 家庭睦則社會」2017年3月10日、人民法院報。

²¹趙国玲「中国における未成年者の裁判制度」石川正興『少年非行に対する法的対応—第3回日中犯罪学学術シンポジウム報告書—』財団法人社会安全研究財団、2009年11月、p.92。

²²<http://www.chinacourt.org/article/detail/2017/03/id/2574724.shtml> 2017年3月15日閲覧
人大代表謝世梅「法制護蕾凸顯人文關懷」2017年3月9日、人民法院報。

²³姚建龍『中国青少年犯罪研究綜述』中国檢察出版社、2009年、p.234。

の罪の確定より重視すべきものとされたのである。中国の少年司法は「“教育, 感化, 挽救” (教育, 感化, 救済)」を目的としていることから, 少年において, 「暫緩判決 (執行猶予, 試験観察)」が行われるのである。

これについて, 江門市人民検察院公訴科の馬雪梅は, 「検察機関が未成年犯罪事件に対して正確に処理するのに有利である」「全面的に考察期間が増え, 考察期間満了後に決定することで, 法律・社会的効果がより表れる」「未成年容疑者を支援すること, 再犯を予防するのに有利である」を賛成説として挙げている。馬雪梅は, 反対に, 「重い犯罪には禁止すべきだ」という意見も紹介している²⁴。

4. 未成年犯管教所

監獄法では, 未成年犯は女子犯罪者と同じように, 成人男子犯罪者とは分離して「教育改造」がなされる。未成年犯は, 監獄のなかでも, 未成年犯管教所で刑罰が執行され, そこにおける労働は, 学習を主とするものである。未成年犯管教所の英語名は, Juvenile Reformatory と, 刑務所とは異なる。そのため, 日本では少年院と同様のものと考えられがちであるが, 未成年犯管教所は, 未成年犯の刑罰執行機関である。

中華人民共和国監獄法²⁵ (1994年12月29日中華人民共和国主席令第35号公布)

第39条 監獄は成年男子犯罪者, 女子犯罪者と未成年犯を分離して収容管理することを実施する。未成年犯と女子犯罪者の改造はその生理, 心理的特徴を顧みる。

第74条 未成年犯に対して, 未成年犯管教所で刑罰を執行する。

第75条 未成年犯に対して, 刑罰は, 教育改造を主とする。未成年犯の労働は, 未成年の特徴に合わせて文化・生産技能の学習を主とする。

第76条 未成年犯は満18歳で, 剰余刑期が2年を超えない場合は, 未成年犯管教所にとどめ剰余の刑期を執行する。

未成年犯管教所は, 1986年公布「少年管教所暫行管理弁法(試行)」が廃止され, 「未成年犯管教所管理規定」が施行されたことで, 未成年犯管教所と名称が変更された。「未成年犯管教所管理規定」第8条により, 「各省, 自治区, 直轄市は, 必要により未成年犯管教所を設置する。司法部により批准される」とあるが, 基本的には, 各省・自治区・直轄市に, 未成年犯管教所が設置されている。

第11条では, 未成年犯管教所における人民警察について, 「大学専門以上の文化程度であるべきである。そのなかで, 法学, 教育学, 法学等の関連する専門の学歴を持つ者が40%に達するべきであ

²⁴<http://jcy.jiangmen.gov.cn/content/?53.html> 2017年3月14日閲覧

江門市人民検察院公訴科馬雪梅「关于未成年人犯罪试行暂缓起诉制度的思考」2011年7月19日。

²⁵ <http://baike.baidu.com/item/%E4%B8%AD%E5%8D%8E%E4%BA%BA%E6%B0%91%E5%85%B1%E5%92%8C%E5%9B%BD%E7%91%E7%8B%B1%E6%B3%95> 2017年3月17日閲覧

中華人民共和国監獄法, 高橋正義 (2009, p. 63)。

る」と、未成年の施設であることから、警備をする人民警察が関連する専門性を持つことを規定している。第 15 条では、男子未成年犯・女子未成年犯は分離収容し、「女子未成年犯は、女性の人民警察によって管理する」こと、また、「少数民族の未成年犯が比較的多い場合は、単独の編隊で収容管理する」ことが記されている。

未成年犯が教育を受けることについて、姚建龍（2009）は、「未成年が義務教育を受ける要求をしても、刑に服す犯罪者と義務教育を受ける学生の間で役割が衝突してしまう。次に、各部門の壁の障害、各部門の利益で未成年犯の義務教育を『異化』してしまう。もし、未成年犯の義務教育を国家の義務教育体制に入れると、これは現行教育体制と刑罰執行体制に比較的大きな衝突をもたらす。最後に、教育の連続性と刑期の間に矛盾が出てくる」²⁶と、刑罰を受ける者である未成年犯に、どのように教育を受ける権利を保障していくのか、教育部と司法部の縦割り行政もあり権利の保障が難しいことを書いている。

次に、1999 年「未成年犯管教所管理規定」によって、その教育を受ける権利がどこまで保障されているのかを見ていきたい。この点については、菊田幸一（2005）²⁷でも、監獄法の「教育改造」の規定によって紹介している。

「未成年犯管教所管理規定」は、「中華人民共和国監獄法」「未成年保護法」と関連法令により制定されたものである。第 2 条で「人民法院により有期懲役、無期懲役の判決に処せられた 18 歳未満の犯罪者は、未成年犯管教所で刑罰を執行し、教育改造を受ける」と、「教育改造」を受けることが規定されている。第 3 条では、「懲罰と改造を併せ、人を改造することを宗旨とする、『教育、感化、救済』の方針を貫徹し」、最終的には、「一定の文化知識と労働技能を有する公民となること」を目的としている。

第 4 条では、未成年ならではの「生理・心理・行為の特徴による教育を主とし、因人施教を堅持する」など、未成年犯の特性に合った教育を行う。一方で、「労働は、学習で技能を掌握させることを主とする」として、成人の刑務所とは異なり、刑務作業を行うのではなく、あくまで「学習を主とする」ものであることが規定されている。第 43 条は、「未成年犯は、重すぎる労働、危険な作業に従事することはできない。未成年犯は外での労働を組織できない。16 歳未満の未成年犯は生産労働に参加できない。未成年犯の労働は、毎日 4 時間、毎週 24 時間を超えてはいけない」となっている²⁸。

第 28 条は、教育方法について「集団教育と個別教育」「教室の教育と補助教育」「所内の教育と社会教育」を結合する方法をとると説明している。具体的には、第 29 条で、「法律常識、所の規律、政策の形勢、道徳修養、人生観、愛国主義労働常識等」を学ぶこと、また、司法部監獄管理局が編集した統一教材を用いることが示されている。

さらに、第 31 条は、所内の教師の仕事には専門性が要求され、「収容犯数の 4 % の比例で配当す

²⁶姚建龍『中国青少年犯罪研究綜述』中国檢察出版社、2009 年、p. 110。

²⁷菊田幸一『中国の青少年刑事司法』明石書店、2005 年、pp. 109-111。

²⁸高橋正義（2009、p. 63）は、新監獄法との関連で、未成年犯の刑務作業、文化教育の時間について述べている。

る」ことを記している。同時に、教育を行う施設として、第32条で、「教室、実験室、図書室、運動場等の教育施設を設立すべきで、教育機器、図書資料と文芸・体育の機材を配置する。各管区で談話室、閲覧室、活動室を設立すべきである」と書かれている。このことから一般的な教育機関と同様に、未成年犯管教所の教育設備が一定水準に達することが法律で規定されている。この点が、未成年ゆえに教育の必要性が考えられた結果であろう。第33条で「思想・文化・技術教育の教室における教育時間は、毎週20時間、毎年1,000時間より少なくてはいけない。文化・技術教育の時間は総授業時間数の70%より少なくてはいけない」と、授業時間が決められている。第34条では、「条件があるときは、高校教育を行うこと」、未成年犯が自学試験を受けることも尊重されている。

第36条は、「文化、技術学習に参加した未成年犯に対して、試験で合格した者は、当地の教育・労働行政部門が出す卒業修了証書、技術証書を与える」など、証明書を出すことが書かれている。さらに、第39条では、未成年犯管教所内に、「心理カウンセリング・矯正」を進める「心理矯正機構」を設立すべきと書かれている。

教育改造を行うことから、第58条は、「未成年犯の日常の評価、日記の記載を用いて、1週間で評議、1か月で小括をする方法で、人民警察により直接評価する」と、教師ではなく、人民警察によって評価されることが定められている。

5. 広東省未成年犯管教所

広東省未成年犯管教所は、「広東省唯一の未成年犯を収容する監獄」²⁹である。この未成年犯管教所が設立されて50何年経ち、収容改造されたのは、これまで45,000人である³⁰という。省未成年犯管教所の組織は、省監獄管理局が管理するなど、それぞれの設置主体が検査に来ることになっている。「関連する台帳、生産現場管理、勤務状況、監督管理設備等細かく検査をした」³¹など、監獄であるため、組織として、運営維持ができるかどうかは、社会的にも大きな課題であることから、検査は丁寧に行われるようである。

また、未成年犯管教所において、ボランティア団体が様々な支援を行っている。華南師範大学法学院青年ボランティア協会は、「手紙で己を知り、生涯、隣人のようになろう」というテーマで、未成年犯管教所で、支援活動を行った。「大学生と服役者が、1:1で、手紙で交流する」³²と、それぞれが手紙を書くことで、その後の人生のプラスになるというものである。広東財経大学法普及教育団のボランティアは、「未成年犯管教所の監舎、食堂、礼拝堂等の区域を参観し、教育改造の環境に対し直観的な理解をし」、その後、豊富な演目を発表し、相互に遊ぶことで、楽しい雰囲気のなかで

²⁹<http://www.wgs.gd.gov.cn/?c=article&act=view&id=9> 2017年5月16日閲覧
「广东省未成年犯管教所概況」2014年11月27日。

³⁰同上。
³¹<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1862> 2017年5月16日閲覧
「省監獄局督導組到省未管所開展第一季度綜合督導」2017年4月2日。

³²<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1866> 2017年5月16日閲覧
「華師法學院青年志願者協會到省未管所幫教」2017年4月12日。

活動を行った³³という。

広州市尚善サービスセンター4人が、「社会福祉士と未成年犯が認知行動療法訓練輔導活動を行い」、未成年犯が「心理的な健康の知識情緒処理の方法」を理解するなどの支援があった³⁴という。華南師範大学心理学院のボランティアも、団体心理輔導（指導）のために「教育的意義がある競争や遊戯を行っていた」³⁵。

裁判所から、裁判官が未成年犯の状況を見にくる場合も多い。広州市中級人民法院 30 何人の女性裁判官が、「市中級人民法院政治部、金融法廷裁判長、理論研究室主任、少年審判庭副裁判長等の指導のもと」「慰問支援活動を展開した」という³⁶。

未成年犯管教科は、他にも、所内の活動の一環として、「服役者が出所後、さらにより環境に適応するため、正常な社会生活に溶け込むため」「出所希望日活動」³⁷、また、「罪を認め悔悟の意識を高めるため」「罪を思い反省する活動」³⁸を行っている。

・ 犯罪者教育改造綱要

2014 年、「教育改造罪犯綱要」（犯罪者教育改造綱要）が、「監獄法」「監獄教育改造工作規定」等の法律・規章により、制定された³⁹。「犯罪者」の教育改造の内容と要求は、「入所教育」「法律常識と罪を認め反省する教育」「公民道徳と時事政治教育」「文化教育」「労働と職業技術教育」「心理健康教育」「出所教育」である。一般的な教養教育の「文化教育」も含め、法教育、道徳政治教育があり、また職業教育や精神面での健康にかかわる教育が実施される。しかし、これは未成年犯ではなく、成人の犯罪者を対象としており、「未成年犯は、未成年犯管教科規定によって教育改造が行われる」⁴⁰との規定がある。

監獄内における「服役人員生活各項指標」⁴¹によれば、男子・女子で糧食・野菜の量は決められている。服役者にとって食事は重要であるが、男女とも糧食・野菜以外は同じ量が与えられる。1 人毎月 260 元内で、男子糧食 16 キロ・野菜 17 キロ、女子糧食 12 キロ・野菜 18 キロで、肉 2.5 キロ、

³³<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1829> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「广东财经大学普法教育团的志愿者到省未管所开展帮教活动」2016 年 12 月 11 日。

³⁴<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1840> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「广州尚善服务中心到省未管所开展心理团体训练活动」2017 年 1 月 8 日。

³⁵ <http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1736> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「华师大心理学院到省未管所开展团体心理辅导」2016 年 4 月 2 日。

³⁶<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1867> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「广州市中级人民法院女法官到省未管所开展慰问帮教活动」2017 年 4 月 10 日。

³⁷<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1698> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「省未成年犯管教科四监区开展“出所希望日”活动」2016 年 1 月 4 日。

³⁸<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1697> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「未成年犯管教科三监区开展认罪悔罪教育活动」2016 年 1 月 4 日。

³⁹<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=186> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「教育改造罪犯綱要」2014 年 11 月 28 日。

⁴⁰<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=183> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「監獄教育改造工作規定（司法部第 79 号令（摘録））2014 年 11 月 28 日。

⁴¹<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1716> 2017 年 5 月 16 日閲覧

「服刑人员生活各项指标」2016 年 3 月 9 日。

卵0.8キロ,魚0.7キロ,豆製品1キロ,食用油1キロは男女とも同じ量である。

一方で,服は夏用・秋用で1年目は2着,その後は1年1着,布団・枕は1年に1セット,その後は3年ごとに1セットが貸与される。服は,夏用・秋用があるが,男女兼用で,灰色で,前・背中が黄色の横線,ズボンに黄色の縦線が入っているものである。生活に必要な買い物については,上の級の者ほど多く買うことができる。三段階で一番上の級は1か月800元,次の級が600元,一番下の級が500元の買い物ができる⁴²。

6. 減刑

一般に,減刑は,2014年,最高人民法院「減刑,仮釈放の事件の審理の順序に関する規定」⁴³によって審理されるが,未成年は,「未成年犯管教所管理規定」第57条によって,刑の種類によって,減刑を行う時期等が定められている。

未成年犯管教所管理規定 第57条

未成年犯の減刑,仮釈放に対して,成人犯罪者に照らし,法により,適度にゆるやかなものとする。無期懲役の判決の者で,確実に反省している未成年犯は,一般に1年6か月以上の執行で,減刑の申請を出すことができる。

有期懲役の判決の者で,確実に反省している未成年犯は,一般に1年以上の執行で,減刑の申請を出すことができる。

未成年犯の2回の減刑の間隔は6か月以上とすべきである。

監獄法第29条の規定で,とても良い成績をあげた未成年犯は,前三項の時間的制限を受けず,いつでも減刑の申請を出すことができる⁴⁴。

ここで,未成年犯管教所に服役している者の減刑申請について紹介したい(未成年の名前は,匿名とした)。

湖南省高級人民法院刑事裁定书⁴⁵

犯罪者〇〇〇,男,〇〇年〇月〇日湖南省〇〇県で出生,〇〇族,現在湖南省未成年犯管教所で

⁴²同上。

⁴³<http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1541> 2017年5月16日閲覧

最高人民法院「关于減刑,假釋案件審理程序的規定」

(2014年4月10日最高人民法院審判委員會第1611次會議通過,法釋〔2014〕5号)

「さらに減刑,仮釈放の心理の順序の規範化をするため,減刑,仮釈放案件の心理の合法性,公正性を確保するため,中華人民共和国刑法,刑事訴訟法の関連規定により,減刑,仮釈放案件の審理工作の實際に合わせ,本規定を制定する」。

⁴⁴菊田幸一『中国の青少年刑事司法』(明石書店,2005年,p.112)に,「考査による賞罰」として「悔悟の情が顕著であるならば減刑される。減刑の幅は,適度に緩和され,減刑の間隔時間はそれに応じて短縮される」と書かれている。また,「未成年犯管教所管理規定」第57条の減刑にかかわる規定については,出典は書かれていないが,同じ規定を書いている。

⁴⁵ネット上からこの文書を得たが,URLの確認はしていない。「2015年1月14日湖南省高級人民法院刑事裁定书(2014)湘高法刑執字第693号」。

服役している。湖南省攸县人民法院は、〇〇年〇月〇日、被告人〇〇〇を強盗の罪で懲役 15 年、罰金 500 元の判決に処した。事件の被告人及び付帯民事事件訴訟原告は、不服とし上訴した。湖南省株洲市中級人民法院は、〇〇年〇月〇日、付帯民事字判決、一審の刑事判決を支持した。これによって、付帯民事訴訟原告人は上告し、湖南省株洲市中級人民法院は、被告人〇〇〇の強盗の罪を認め、無期懲役と処し、政治権利を終身剥奪し、個人財産をすべて没収とした。判決の法律効果が発生するのは、〇〇年〇月〇日交付執行後である。執行機関湖南省未成年犯管教所は、〇〇〇の減刑建議書を提出し、湖南省監獄管理局の審査を経て、〇〇年〇月〇日に本院に送られてきた。本院は、減刑の申請を提出することに対して、ネットで社会に広く公示し、法によって合議廷を組織し、審理を進め、既に終結した。

執行機関湖南省未成年犯管教所は、〇〇〇が執行期間、確かに反省しており、その無期懲役の刑罰を有期懲役 18 年に減刑すること、政治権利終身剥奪を 8 年剥奪に減刑する申請を提出した。調査によって、〇〇〇の執行期間は、罪を認め反省し、管理教育に服従し、法律法規及び監視に対して遵守し、教育改造を受け、積極的に思想・文化・職業技術教育に参加したことを明らかにした。積極的に労働に参加し、良く任務を完成している。試験の点数は累計 183.3 点である。執行機関の湖南省未成年犯管教所は、〇〇〇は確かに反省をしているとし、その事実ははっきりしており、証拠も確実で、十分である。本院はそれを認めた。本院は、〇〇〇の執行期間、確かに反省があり、法定減刑条件と合うと認める。中華人民共和国刑事訴訟法第 262 条第二款、中華人民共和国刑法第 78 条第一款、第 57 条第二款、第 80 条の規定に照らして、以下のよう

〇〇〇は無期懲役の刑罰を有期懲役 18 年と減刑する。終身政治権利剥奪から 8 年の剥奪と改める。

審判長、代理審判員 2 人

〇〇年〇月〇日書記員

無期懲役から有期懲役となり、政治権利剥奪の時期も短くなったのである。日本では、少年に対して、相対不定期刑が言い渡される。中国では定期刑を言い渡されるので、未成年犯管教所で減刑の申請が複数回できるとされる。しかし、張旭（2009）は、「刑法の少年の減刑・仮釈放制度、少年の前科抹消制度等は、いずれも刑法の中に具現化されていない」⁴⁶と言い、法整備がなされていないことに加え、「司法要員が刑法の適用過程において少年の特殊性を十分考慮しないことは免れ難く」⁴⁷と、課題を提示している。

7. 更生保護

翁跃强等主編『未成年人刑事司法程序研究』は、保護観察について、「我が国の政治体制、民間公

⁴⁶前掲張旭（2009）「中国における少年犯罪の立法について」、p. 23。

⁴⁷同上。

益組織がまだ発達していない現状を鑑み、私達は、公的な組織の形式を採用し、政府主導で同時に多くの社会支援を利用し、未成年犯に対して、さらに保護観察の組織化を進める」⁴⁸と述べている。多様な社会資源を用いて保護観察がなされる努力がされているのである。

また、2012年「社区矫正实施办法」⁴⁹は、地域における保護観察に関わる具体的な規定を定めたものである。地域において、未成年に対し、監督・管理はするものの、保護と支援を行っている。

第33条 未成年者の地域における保護観察は、「教育・感化・救済」を順守する方針で、下の規定に照らし、執行する。

- (一) 地域における未成年の保護観察に対しては、成人と分離して進める。
- (二) 地域における未成年保護観察対象者に対して、身分の保護を与え、その保護観察に関わることは非公開のまま進め、保護観察にかかわる文書は非公開とする
- (三) 地域における未成年保護観察対象者の保護観察小グループは、青少年の成長の特徴を熟知した人員が参加すべきである。
- (四) 未成年の年齢、心理的特徴、心身の発育における必要性など特殊な状況に対して、その心身の発達に有益な監督管理措置をとる。
- (五) 未成年の受け入れやすい方式を用いて、思想、法制、道徳教育と心理輔導を行う。
- (六) 地域における未成年保護観察対象者が就学、就業する等のため、関連する部門が支援を提供、協力する。
- (七) 地域における未成年保護観察対象者の監護人に、監護の職責を履行・扶養、管理教育等の義務を履行するよう督促する。
- (八) その他、地域における未成年保護観察対象者が自らの過去を改め、正常な社会生活に溶け込むのに有利な必要な措置をとる。

おわりに

中国の未成年犯罪の刑罰以外の措置について、姚建龍（2009）・高橋正義（2009）は、「少年労働教養」「少年収容労働」の存在を述べている。姚建龍（2009）は、「少年労働教養」は、「軽微な違法犯罪行為に対して刑事責任を追及するには条件が足りない、あるいは、刑事責任の追及はしない者であるが何度も問題を改めず、社会に危害を与える 16-18 歳の少年」が対象である、「少年収容労働」は、「社会に重い危害を与えるが 16 歳未満で、刑事処罰を与えない少年に強制的な収容教育を行う行政措置である」⁵⁰と書いている。しかし、労働教養所は、刑事責任を問われて収容されるのではなく、収容に係る法的な根拠もないため、国際社会からその存在について批判がなされていた。

⁴⁸ 翁跃强等主編『未成年人刑事司法程序研究』中国检察出版社, 2009年, p. 280。

⁴⁹ <http://www.wgs.gd.gov.cn/index.php?c=article&act=view&id=1546> 2017年5月16日閲覧
「社区矫正实施办法」2014年12月19日。

⁵⁰ 姚建龍『中国青少年犯罪研究综述』中国检察出版社, 2009年, p. 111。

現在は、この労働教養所がなくなったため、このような行政措置をとる少年については、別の収容先の確保がなされている⁵¹。

中国独自の未成年犯罪に関する制度は「総合治理」である。姚建龍（2009）は、「1980年9月、中央政法委員の指導者が総合治理に対して、比較的全面的に話をした。特に、総合治理の主題は青少年であることを強調した。1982年中共中央書記処研究室と司法部研究室が、青少年犯罪総合治理の概念を提出した⁵²と記しているが、「総合治理」は、社会全体で多様な機関が青少年犯罪の予防・事後に関わることで、犯罪の減少、また、青少年がよりよい社会の一員となることを考えたものである⁵³。現在でもこの概念は使われ、「総合治理」に基づいた施策が行われている。

⁵¹http://www.cycs.org/kycg/qsfnlyj/201504/t20150423_65386.html 2017年3月17日閲覧
「劳动教养制度研究」2014年9月22日、「参见陈俊：《劳教废除后的“制度真空”亟待填补》，载《联合时报》2014年2月11日第6版；熊秋红：《劳动教养制度改革的路径选择》，载《法学家》2013年第5期），摘编：李哲，责编：郭开元（中国青少年研究中心青少年法律研究所供稿）」。

⁵²前掲姚建龍（2009），p. 164。

⁵³菊田幸一『中国の青少年刑事司法』pp. 143-158に「犯罪の予防と更生」の視点で、「総合治理」について論じている。